

公表監第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（土木局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（学校法人 関西学院）、出資団体監査（公益財団法人 西宮スポーツセンター）及び指定管理者監査（一般社団法人 山東自然の家）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

令和元年11月22日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	大原智
同	菅野雅一

指定管理者監査結果報告**一般社団法人 山東自然の家**

第1	監査の対象	16 - 2
第2	監査の期間及び方法	16 - 2
第3	監査の結果	16 - 2
1	指定管理の概要	16 - 2
2	施設の利用状況及び使用料の収納状況	16 - 4
3	指定管理経費の収支状況	16 - 4
4	業務の改善	16 - 5
5	所管部局での業務実施状況	16 - 5
6	むすび	16 - 5

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

報告監第16号
令和元年11月21日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	大原智
同	菅野雅一

指定管理者監査結果報告

(一般社団法人 山東自然の家)

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮市立山東自然の家（以下「山東自然の家」という。）の指定管理者、一般社団法人山東自然の家における、主として平成30年4月1日から31年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

第2 監査の期間及び方法

令和元年8月19日から事務局監査に入り、同年10月21日には一般社団法人山東自然の家及び西宮市教育委員会関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 指定管理の概要

(1) 指定管理者

名 称	一般社団法人 山東自然の家
代 表 者	代表理事 中島 正之
所 在 地	朝来市山東町粟鹿2038番地 1
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 対象施設

名 称	西宮市立山東自然の家	
所在地	朝来市山東町栗鹿2179番地	
施設概要	設置年月日	平成元年4月1日
	面 積	敷地(メイン施設周辺)39,059㎡、(アスレチック広場・テニスコート等朝来市所有地)13,098㎡、延床面積 5,140㎡
	屋内施設	宿泊室、リーダー室、引率責任者室、視聴覚室、創作活動室、研修室、会議室、カウンセリングルーム、天体観測室、体育室、食堂、大浴室、小浴室、談話コーナー、事務室、医務室、管理人室
	屋外施設	つどいの広場、テントサイト、野外炊事場、キャンプファイヤー場、トイレ、テニスコート、アスレチック、農園、果樹園
業務日時	休所日(原則)	12月29日から翌年1月3日 毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)
	使用時間(原則)	【宿泊する場合】午後1時から翌日午後1時まで 【宿泊しない場合】午前9時から午後10時まで

(3) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、西宮市立山東自然の家条例（以下「山東自然の家条例」という。）第14条に規定されています。主なものは山東自然の家の使用料の徴収等に関する事務、施設及び設備の維持管理業務となっています。指定管理業務の範囲や内容及び経費の負担区分などについては、基本協定書や年度協定書、仕様書等により定められています。

指定管理業務のうち山東自然の家食堂運營業務については、基本協定書第5条により、運営に係る経費及び収入は指定管理業務とは別会計とし、指定管理者が管轄するとしています。

使用許可については、山東自然の家条例第6条により教育委員会が行い、基本協定書第5条により使用許可等に関する事務を指定管理者が行うことになっており、おおむね適正に処理されていました。なお、教育委員会の閉庁日における使用許可の取扱いについて適切な処理を検討してください。

(4) 指定管理料

30年度の指定管理料については、年度協定書第2条で、金額は84,015,000円、支払回数は年4回と定められており、おおむね適正に処理されていました。

なお、収支差額については、繰越金として次年度の経費に充てるものと定められています。

2 施設の利用状況及び使用料の収納状況

最近3か年における施設の利用状況及び使用料の収納状況は、次のとおりです。

	28年度		29年度		30年度	
	件数	延人員	件数	延人員	件数	延人員
学 校	36	20,815	38	23,172	37	22,210
団 体	163	11,450	143	10,400	130	8,795
家 族	72	746	55	587	38	495
その他	9	704	9	664	8	555
計	280	33,715	245	34,823	213	32,055
使用料(円)	13,989,950		14,602,650		13,876,750	
収納率(%)	100.0		100.0		100.0	

使用料は山東自然の家条例第7条に前納の定めがあり、おおむね規定どおりに納付されていますが、一部利用後に納付されているものがありました。

3 指定管理経費の収支状況

30年度の収支状況は、次のとおりです。

山東自然の家

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	84,015,000	人件費	33,764,249
		報償費	90,172
		出張旅費	63,580
		需用費	25,578,893
		役務費	7,028,170
		委託料	6,347,636
		使用料及び賃借料	2,453,240
		工事請負費	5,676,600
		備品購入費	92,727
		公課費	2,918,800
計	84,015,000	計	84,014,067

収支差額 933円

収入決算額は指定管理料 84,015,000 円で、支出決算額 84,014,067 円との収支差額は 933 円となっています。

支出のうち設備等の保守点検業務については、委託料ではなく、役務費で支出されています。指定管理経費の支出科目について、整理をしてください。

4 業務の改善

施設利用者に対しては、アレルギー対応を含めた食堂メニューの見直しや各学校と児童生徒の入所前と入所時に連絡や打ち合わせを行うなどアレルギー対応のダブルチェックを行っています。また、地元の外部講師の利用による主催事業の内容改善や施設利用のてびき等の冊子の作成を行っています。

施設従業員に対しては、他施設の視察を通じて各担当職員のスキルアップを図るとともに、従業員の年次有給休暇の取得促進に努めています。

今後も利用者満足度を高めるために引続き業務改善に努めてください。

5 所管部局での業務実施状況

事業報告書については、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 8 条及び基本協定書第 12 条で年度終了後 30 日以内に提出されることとしていますが、一部書類の提出もれがありました。

また、月次報告書についても、基本協定書第 13 条で翌月 10 日までに提出されることとしていますが、一部書類の提出もれがありました。

所管部局は、指定管理者から規定どおりの報告を受けるよう努めてください。

モニタリングについては、施設において年 2 回程度、所管部局と指定管理者で事務協議や施設内の視察を実施し、利用者アンケートの結果や施設の利用状況、修繕・工事の実施状況等を総合的に勘案して評価しています。なお、評価結果については指定管理者運営評価シートを通じて公表しています。

6 む す び

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

施設の管理運営については、建設時から年数が経過しており、施設及び設備の改修や交換を順次行う必要があります。また、利便性の向上を図るための取組みが必要となっており、引続き計画的な修繕や利用者の安全性や利便性を確保するための改善に取り組んでください。

一般社団法人山東自然の家は、今後とも市と連携・協働して安全安心な施設運営に加え、施設運営におけるサービス向上により一層努めてください。